

随時記者発表

項目	「北海道太平洋沿岸赤潮被害対策に関するロードマップ」の策定について			
区分等	発表	月 日 時 分		説明者
	資料配布	7月1日 16時00分		
配布資料	「北海道太平洋沿岸赤潮被害対策に関するロードマップ」			
発表要旨	<p>○ 令和3年9月に本道の太平洋沿岸で発生した赤潮は、根室管内から日高管内に至る広い範囲において、ウニやサケ、ツブ類など多様な魚種に大きな被害をもたらしており、資源の早期回復と経営の安定に向け、複数年にわたる各種対策を計画的かつ総合的に推進していくため、各種対策と目標達成までの手順を示した「北海道太平洋沿岸赤潮被害に関するロードマップ」を、7月1日(金)に別紙のとおり策定しました。</p> <p>○ ロードマップの主な内容</p> <p>(1) 目標：赤潮発生前の漁業生産にまで回復</p> <p>(2) 期間：令和3年9月～令和7年度末</p> <p>(3) 主な取組：取組内容を以下5本の柱で整理</p> <p>①被害の実態把握</p> <p>②海洋環境等の調査・研究</p> <p>③漁場環境の回復</p> <p>④生産の回復・安定</p> <p>⑤経営継続への支援</p> <p>○ ロードマップの進捗管理等について</p> <p>ロードマップの進捗状況は、北海道水産林務部水産局水産振興課のホームページ等を通じて公表し、道民の皆様にお知らせします。</p>			
報道に当たってのお願い				
担当	北海道日高振興局産業振興部水産課 課長 岸 鉄也 (電話) 0146-22-9320 (内線2600)			

北海道太平洋沿岸赤潮被害対策に関する
ロードマップ

令和4年7月

北海道水産林務部

◆ はじめに

令和3年9月に本道の太平洋沿岸で発生した赤潮は、根室管内から日高管内に至る広い範囲において、ウニやサケ、ツブ類など多様な魚種に甚大な被害をもたらしています。

今回の赤潮被害は、我が国で初めて確認されたカレニア・セリフォルミスを主な原因プランクトンとするものであるとともに、過去に例を見ないほどの大規模なものであることから、赤潮の発生メカニズムの解明と漁業生産の回復には、道や国、試験研究機関、関係市町や漁協などの関係機関がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力した取組を展開していくことが必要です。

このため道では、資源の早期回復と経営の安定に向けて、複数年にわたる各種対策を計画的かつ総合的に推進していくため、被害の実態把握、海洋環境等の調査・研究、漁場環境の回復などの対策と目標達成までの手順を示した「北海道太平洋沿岸赤潮被害に関するロードマップ」を策定しました。

1 基本的な考え方

(1) 目 標

本道漁業が将来にわたり国民へ道産水産物を安定的に供給するとともに地域経済を支える役割を果たしていくためには、漁業者が安定的に経営を維持していくことが必要であることから、赤潮発生前の漁業生産にまで回復させることを目標とします。

(2) 期 間

令和3年9月から令和7年度末までを当面の期間としますが、資源の回復や対策の取組状況を踏まえ柔軟に対応していきます。

(3) 資源回復に向けた対応方向

- ・ 今般の赤潮による漁業被害は、根室管内から日高管内の広範囲に及んでいますが、被害を受けた魚種や被害の程度などは地域により異なっていることから、地域の実情に応じた対策の検討や取組項目を追加するなど適切に対応していきます。
- ・ 被害を受けた魚種の増養殖技術の開発段階に応じ、国の支援事業による漁場環境の回復を中心とした対応を進めていきますが、特に増養殖技術が確立していない魚種については、漁場環境の回復を進めながら、試験研究機関と連携して種苗生産等の技術開発に取り組めます。
- ・ 令和5年度以降については、地域の要望を踏まえながら、国、地元市町や漁協、関係団体と連携して対策を進めていきます。

2 主な取組

「被害の実態把握」、「海洋環境等の調査・研究」、「漁場環境の回復」、「生産の回復・安定」、「経営継続への支援」の5本の柱からなる対策を進めます。

① 被害の実態把握

- ・ 令和3年度に実施した潜水調査やROV調査の結果や漁獲状況を踏まえ、赤潮発生（令和3年9月）から1年間の漁獲量と過去同時期の漁獲量の比較等により、各魚種毎の被害を推計し、令和4年中に漁業被害の実態を把握していきます。

② 海洋環境等の調査・研究

- ・ 今回の被害地域を含む全道16海域で令和4年3月までに構築したモニタリング体制により、今後も海洋観測機器やプランクトンセンサー等を用いたモニタリングを継続します。
- ・ モニタリングにより赤潮原因プランクトン発生の兆候をとらえた場合は、関係漁協を通じて、漁業者に迅速に周知し、被害の軽減につなげます。
- ・ 赤潮の発生予察手法の技術開発を行い、さらなる被害軽減の対応とその周知方法等について検討します。

③ 漁場環境の回復

- ・ 漁業者等が取り組む岩盤清掃、潜水や漁具による被害状況の把握調査、ウニ・ツブ等の種苗を活用した実証調査などを支援し、赤潮の被害を受けた漁場環境の回復を進めます。

④ 生産の回復・安定

- ・ 再度赤潮が発生した場合の被害軽減対策と漁業関係者との情報共有の仕組み等について、他県の事例等も調査して検討を進めます。（定置網漁業、ウニ養殖など）
- ・ 種卵や種苗の安定供給に対応するため、必要に応じて需給調整を行います。（ウニ、サケなど）
- ・ ツブ類の生態を解明し、増養殖手法の開発を検討します。
- ・ 魚類養殖・陸上養殖など、多様な養殖手法について検討を進めます。（サクラマス、ウニなど）
- ・ タコ・ツブ類の資源回復のため公共事業などによる魚礁、産卵礁の整備を進めます。

⑤ 経営継続への支援

- ・ 漁業振興資金などの制度資金による経営の下支えを継続します。
- ・ 漁業者の減収を補てんする漁業共済や積立ぶらすについては、関係者と現場ニーズを踏まえた制度改正等の検討を進めます。
- ・ 資源の状況に見合った操業体制づくりや共同化など経営の効率化に向けた取組の検討を進めます。

3 ロードマップの進捗管理

ロードマップの進捗状況はホームページ等を通じて公表し、道民の皆様にお知らせします。

また、赤潮の再発生や他地域への拡大などの大きな変化があった場合には、期間内においても必要な見直しを行っていきます。

